

川崎市市制 95 周年記念 市民総合体育大会柔道大会 審判規定

- 1 国際柔道連盟試合審判規定及び国内における「少年大会特別規定」で行い、本大会申合せ事項を適用する。
 - *スコアは「一本」と「技あり」とする。
 - *合わせ技「一本」を復活させる。
 - *抑え込みは 10 秒で「技あり」、20 秒で「一本」とする。
 - *「指導 3」で「反則負け」とする。
 - *「反則負け」を除き「指導」より「技あり」を優先する。
 - *下半身への攻撃防御は、他の指導と同じ扱いとする。以前は 2 回で反則負け。

- 2 試合時間は 3 分間とする。(ロスタイムを取らない)

- 3 個人戦及び団体戦代表戦の勝敗の決定の基準
 - *「一本」「技あり」「僅差」「判定」とする。「僅差」とは、双方のスコア（技あり）が同等で、「指導」2-0、2-1 の場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - *指導 0-0、1-0、1-1、2-2 であれば、旗判定で勝敗を決定する。(GS は行わない)

- 4 団体戦の勝敗の決定の基準
 - *「一本」「技あり」「僅差」とする。「僅差」とは、双方のスコア（技あり）が同等で、「指導」2-0、2-1 の場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - *スコアが同等で、指導 0-0、1-0、1-1、2-2 の場合は、「引き分け」とする。

- 5 団体戦の代表戦の方法
 - *勝ち数及び内容が同等の場合は、代表戦によって勝敗を決定する。
 - *代表選は、引き分けの対戦選手同士が行う。引き分けが複数ある場合は、主催者が抽選で決定する。

- 6 小学生の試合においては、本大会申し合わせ事項として、寝技の攻撃・防御において抑え込もうと相手の腋を掬い返そうとする状態の時に相手の肩関節が極まる、あるいは肩関節に損傷を及ぼす判断をした場合は、受傷を防ぐために早めの「待て」とする。

- 7 中学生以下の試合においては、「逆背負投」(通称) の様な技を施すことは、「少年大会特別規定」により反則負け(重大な違反)とする。例えば一方の試合者が右組、他方の試合者が左組の体勢から、右組の試合者が正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は左足後ろ回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

- 8 中学生以下の試合においては、「両袖を持って施す投げ技」を禁止とし、施した場合には「反則負け」とする。注)「両袖を持って施す投げ技」とは、近年国内外の大会等で頻繁に使用されるようになった技術であり、相四つ、喧嘩四つの組み手において、相手の両袖を左右それぞれの手で持ちながら、袖釣込腰、大外刈、払巻込などを施技することを指します。相手の両袖を持って施技することにより、投げられた試合者にとって、腕による受身がとりにくい体勢で、顔面及び頭頂部から畳に落下する恐れがあり、危険性を伴います。